

共助社会づくり懇談会における主な議論

平成27年1月23日

内閣府 大臣官房審議官(経済社会システム担当)
林崎 理

共助社会づくりの推進について

経済財政運営と改革の基本方針(骨太2013)(平成25年6月14日閣議決定)

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし

(1) 特色を活かした地域づくり

(都市再生・まちづくり、地域活性化等)

地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルビジネス等を、人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する。



内閣府「共助社会づくり懇談会」において、人材面、資金面、信頼面の3つの観点からWGを設置し、具体策を検討

＜安倍内閣総理大臣答弁(平成26年3月5日 参・予算委員会における(公)山本香苗議員質問に対するもの)＞

今後とも、人材、信頼性の向上といった点からNPO等の活動を支援をし、そして活力ある共助社会づくりを進めていきたいと思います。

経済財政運営と改革の基本方針(骨太2014)(平成26年6月24日閣議決定)

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生

(2) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化

(地域活性化)

地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOやソーシャルビジネス等の育成などを通じて、活力あふれる共助社会づくりを推進するとともに、共助の活動を資金面から支えるよう、関係府省が連携して寄附文化の醸成を推進していく。

内閣府 共助社会づくり懇談会

- NPO等による地域の絆を活かした共助の活動を推進するため、必要な政策課題の分析と支援策の検討を行う場として、内閣府経済財政政策担当大臣の下、有識者による「共助社会づくり懇談会」を開催(平成25年4月)。
- 平成25年6月より人材面、資金面、信頼性の向上の3つのワーキング・グループで検討を行い、報告書を取りまとめ(平成25年12月24日)。平成26年度も引き続き懇談会を開催。

◎奥野 信宏

中京大学総合政策学部教授

○永沢 映

(特活) コミュニティビジネスサポートセンター代表理事

人材WG
曾根原 久司

(特活) えがおつなげて代表理事

田尻 佳史

(特活) 日本NPOセンター常務理事／事務局長

宮城 治男

(特活) E T I C.代表理事

岡本 拓也

(特活) ソーシャル・ベンチャー・パートナーズ東京代表理事 ・ (特活) カタリバ理事

木下 齊

(一社) エリア・イノベーション・アライアンス代表理事

◎は座長、○はWGの主査

太字は懇談会委員

細字はWGのみに参加

役職は平成25年12月24日現在

○深尾 昌峰

(公財) 京都地域創造基金理事長

資金WG
岸本 幸子

(公財) パブリックリソース財団専務理事／事務局長

高橋 一朗

西武信用金庫常勤理事／業務推進企画部長

水谷 綾

(社福) 大阪ボランティア協会事務局長

木村 真樹

コミュニティ・ユース・バンクmomo代表理事 ・ (一財) あいちコミュニティ財団代表理事

宗友 輝夫

(株) 日本政策金融公庫国民生活事業本部融資企画部長

○山内 直人

大阪大学大学院国際公共政策研究科教授/日本NPO学会前会長

大久保 朝江

(特活) 杜の伝言板ゆるる代表理事

横田 能洋

(特活) 茨城NPOセンター・コモンズ常務理事・NPO法人会計基準協議会事務局長

川口 昌紀

日本税理士会連合会 公益活動対策部副部長・近畿税理士会常務理事 公益活動対策部長

佐久間 清光

日本公認会計士協会 非営利法人委員会 副委員長

佐藤 大吾

(一財) ジャスト・ギビング・ジャパン代表理事

鈴木 康久

京都府府民生活部府民力推進課長

共助社会づくり懇談会の開催実績

共助社会づくり懇談会 及び 懇談会メンバーによる意見交換会

【共助社会づくり懇談会】

- 第1回 H25.4.25 フリーディスカッション
- 第2回 5.8 ①SBによる事業収入の拡大方策
②NPO法人の信頼性向上について
- 第3回 5.22 ①資金調達環境改善の方策
②これまでの論点整理
- 第4回 5.27 中間とりまとめ
- 第5回 8.29 各WG主査からの報告
- 第6回 12.24 各WG報告書とりまとめ
- 第7回 H26.4.3 今後の共助社会づくり懇談会の進め方

【懇談会メンバーによる意見交換会】

- 第1回 H26.5.15 ①寄附文化の醸成、ファンドレイジングの課題について(有識者ヒアリング)
②「共助社会づくり」の推進について
 - 第2回 5.27 寄附文化の醸成、ファンドレイジングの課題について(有識者ヒアリング)
 - 第3回 6.20 ボランティア機会の創出について(有識者ヒアリング)
 - 第4回 7.22 「共助社会づくり」の推進について
 - 第5回 8.21 ①共助の担い手としての自治会の役割
②地方自治体の取組について
 - 第6回 10.1 ①地域における資金の流れ
②地域課題解決に向けた教育・学生への意識付け
 - 第7回 10.30 ①企業と行政の連携
②共助の担い手としての中小企業の役割
 - 第8回 11.27 「共助社会づくり」の推進について
 - 第9回 12.18 「共助社会づくり」の推進について
- ※1月以降も月に1回程度開催予定。

人材面の課題に関するWG

- H.25.6～11月に合計6回開催

資金面の課題に関するWG

- H.25.7～11月に合計5回開催

信頼性の向上に関するWG

- H.25.7～11月に合計5回開催

人材面の課題に関するWG報告書の提案概要

(主な課題)

人材育成

- ① 世論調査等によれば、NPO法人自身が人材不足を認識しているのみならず、市民の側においても、NPO法人には人材面の課題があると認識
- ② 特に、明確で共感を得られるビジョンの提示、現実的な事業計画の策定など、専門的なノウハウを持つマネジメント人材が不足
- ③ 地域のニーズやNPO等の活動分野が多岐に渡るため、一律の内容の経営セミナー等では人材育成の効果は小さい。また、人材育成支援事業を行った際には、その成果の評価が重要
- ④ 共助社会づくりの新たな担い手となる社会起業家や、NPO等のスタッフなど、マネジメント人材以外の人材育成も重要



(WGで提示された主な方向性)

- ① NPO等のマネジメントを担う人材に対し、的確な事業計画等の策定に必要な知識を身に付け、実効的な計画の策定ができるよう、各専門分野に特化した内容の専門講座を実施
- ② 既に実効的な事業計画を有している組織に対しては、計画の実行段階で直面する様々な課題に対処できるよう、マネジメント人材への伴走型支援を実施
- ③ 先進的な評価に関する取組事例を参考として、支援事業の成果評価を行い、発表する公開セミナーのような場を設定
- ④ 学生時代からNPO等に対する理解が進むよう、大学教育の中で、NPO等について座学やOJTを実施している先進事例を積極的に発信

人材の流動化等

- ① 共助社会づくりでは、既にNPO等で活躍している人材だけでなく、企業をはじめとする他セクターからの担い手の参画も重要
- ② 大学や行政との人材交流、別々の地域に存在するNPO等間の人材交流、又は地域内の地縁団体との連携などもNPO等の成長にとって必要
- ③ 地域に密着した中小企業にとっては、NPO等と連携することにより、NPO等の人材を活用しつつ、ソーシャルビジネスへ参入するなど、自ら競争力を高めることが重要



- ① NPO等と企業との人材交流の成功事例を収集し、企業のニーズに応えるような事例集を作成するとともに、人材交流を通じて成長・活躍している者のキャリアモデルを発信
- ② NPO等の間の人材交流や自治体といった企業以外のセクターとの人材交流についても、成功事例を発信
- ③ 中小企業支援策が中小企業のソーシャル化に向けた取組に適用されることで、地域との関係性の構築に強みを持つNPO等との連携を促進

資金面の課題に関するWG報告書の提案概要

(主な課題)

寄附・会費の拡大

- ① 世論調査によれば、NPO法人の活動に対して寄附をしたいと思うと回答した人は約23%にとどまっており、寄附文化の醸成が重要
- ② 新たな寄附拡大の仕組みとして広がりつつある市民ファンドであるが、市民から十分な寄附を集めることができない団体も相当数存在
- ③ 市民ファンドは、地域を巻き込む窓口機能によって支援者の参加が容易になることで、支援総量の拡大に貢献することが期待されるが、現状では、地域に一定の影響力を持つ団体は限られている



(WGで提示された主な方向性)

- ① 事業が軌道に乗っていない市民ファンドに対し、市民ファンドの運営に要する基礎的な知識や地域からの支援を得るためにノウハウ等に関する研修を行い、中長期的なビジョンの策定や当面の事業計画の策定を支援
- ② ビジョン等を既に有している市民ファンドに対しては、団体運営に係る伴走型支援を実施
- ③ 1県に1つ程度市民ファンドが創設されることを期待
- ④ 寄附文化を醸成するために、金融機関や、公認会計士、税理士等の専門家とも連携しながら、公開シンポジウムといったキャンペーンを実施し、その内容を地方にも展開

NPO等への融資の拡大

- ① NPO法人に対する実態調査によれば、NPO法人の借入先の内訳について、個人からの借入が7割を超えておりのに対し、銀行、政府系金融機関、信用金庫はいずれも1割程度にとどまっている
- ② 金融機関はNPO等に対する理解が不十分であり、NPO等に対する融資に積極的でない
- ③ NPO等への融資は営利企業向け融資よりもデフォルト率が低いにも関わらず、一般には、リスクが高いと誤解されているとの指摘もある
- ④ NPO等は金融機関、地方自治体、民間のコンサルタント等の支援機関から個別に経営支援を受けている例はあるが、面的な支援の仕組みが構築されていない地域が多い



- ① 行政、地域金融機関、商工会議所・商工会、税理士、公認会計士、大学・専門学校等の学術機関、NPO等、市民ファンド、NPOバンクなどが相互交流及び連携し、地域の課題の共有及び解決の実現を図る場として共助社会の場を設置
- ② 共助社会の場は、地域とのネットワークを既に有している地元の地域金融機関が主導する場合や、行政がコーディネート役となってより広域的な場を設置する場合など、各地域の実情に対応
- ③ NPO等と地域金融機関が連携しながら地域課題を発見・解決していく動きを全国各地に普及していくため、共助社会の場の成功事例を各地に紹介
- ④ 地域金融機関のNPO等に対する理解促進として、NPO等に係る制度や会計基準などに関する勉強会を開催

信頼性の向上に関するWG報告書の提案概要

(主な課題)

情報開示のあり方

- ① 寄附やボランティア、助成団体、融資関係者、行政といったステークホルダーが求めている情報が適切に開示されていないケースが多くみられる
- ② 情報開示が進まないことで、NPO等に対する理解が進まず、寄附の相場観が市民の間で醸成されていない



(WGで提示された主な方向性)

- ① 寄附者等にとって分かりやすい事業報告書等の作成に向けた様式の改善
- ② 行政に提出する事業報告書等に加え、より詳しく分かりやすい寄附者等向けの年次報告書等の作成の促進
- ③ NPO等に係る各種調査結果を広くNPO等と共有

NPO等の情報基盤

- ① 各種データベースが共有化されていないため、NPO等にとって、情報の登録が相当程度の重複作業
- ② 行政が有するNPO法人情報へのアクセス環境が不十分であり、情報の利便性が課題



NPO法人の会計情報

- ① 法人ごとに採用されている会計情報や正確性にバラつきがみられる
- ② NPO法人会計基準の一層の普及と法人の会計処理能力の向上に向け、団体の規模等に応じた支援が必要



- ① 公認会計士や税理士等の専門家に対するNPO法人制度及びNPO会計基準についての理解を促進するとともに、その専門家の活用を図る
- ② 小規模法人等の負担にも配慮しながら、NPO法人会計基準の活用促進に向けた先進的な取組例を共有
- ③ NPO法人会計基準の更なる改善に向けて、民間主導で議論が進められることを期待

NPO法人への指導・監督

- ① 一部の信頼を毀損するような団体が存在することも事実であり、NPO等全体の信頼まで失われることのないようにすることが必要
- ② いわゆる休眠法人を放置されることにより、行政の管理コストの増加や不正の温床につながる可能性



- ① 信頼を毀損する団体に対しては厳格に対処することも含めて行政としての監督のあり方を検討
- ② 活動実態がない法人に解散を促すことや、実態の把握を行うとともに、認証取消しも含め、休眠法人への適切な対応を検討
- ③ 改正NPO法の施行後3年を目途とした検討にあわせて運用課題を整理・検討

共助社会の場の先進的な事例①

＜共助社会づくりのための活動資金調達支援ネットワーク（埼玉県の取組）＞

- 平成25年11月より、新たな需要、雇用、資金循環を生み出すことで地域の課題を解決し活性化するため、金融機関、専門家（大学教授、市民コミュニティ財団）、行政（県）などによる勉強会を6回にわたり開催。内閣府からも出席。
- その後、勉強会を発展させて、平成26年8月より、共助のモデル事例、新たな資金循環の先進事例、社会的投資の評価などの情報を共有することにより、多様で新たな資金調達の仕組みを創出するなどの具体的な取組を生み出していく場として、「共助社会づくりのための活動資金調達支援ネットワーク」を立ち上げ。
- 平成26年7月・12月に各金融機関と埼玉県が「共助社会のための協力に関する協定」を締結、各金融機関はNPOローンの商品化や地域の共助活動を推進。

共助社会づくりのための活動資金調達支援ネットワーク

埼玉りそな
銀行

武蔵野
銀行

埼玉縣
信金

日本政策
金融公庫

川口信金

青木信金

飯能信金

西武信金

従業員が
共助活動

行員が共助
人材登録

全支店で
共助活動

全店に支援
デスク設置

地元密着
共助活動

支店を活動
の場に開放

世代に
合わせた
地域貢献

職員が全員
共助仕掛け人

NPOローンの商品化・貸付の推進

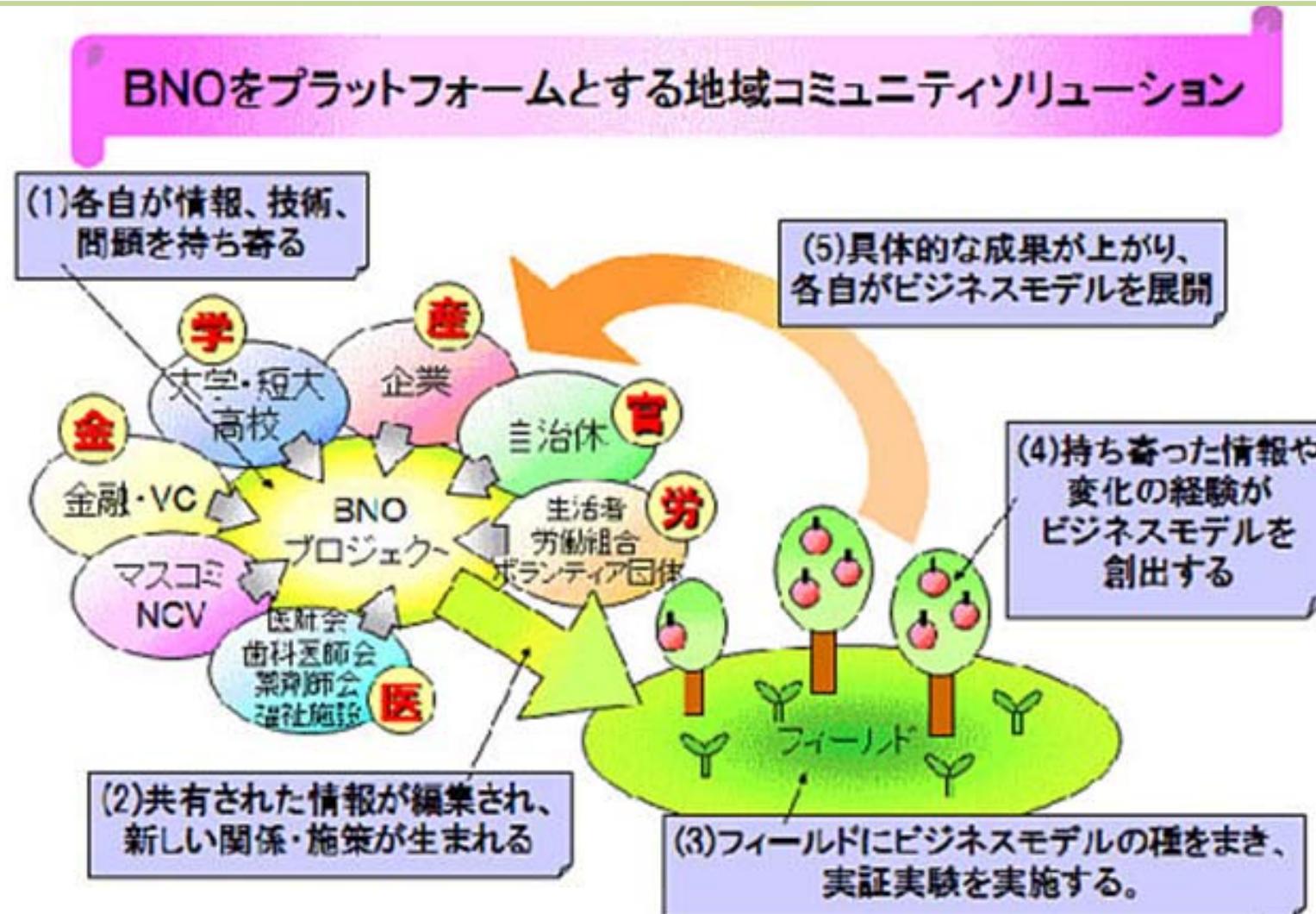
NPOに関する研修実施（県・内閣府から講師派遣）

地域の課題解決・地域活性化

共助社会の場の先進的な事例②

<米沢BNO(ビジネスネットワークオフィス)>

- NPO等が参加している活動ではないが、米沢BNOでは「産・学・官・金・労・医」が連携することにより、地域課題への取組を実施。
- 庄内銀行から派遣されている職員が事務局を担当しており、2週間に1回、会員である大学、金融機関、行政、商工会議所、企業、労働組合等が朝食形式で集まり、地域の課題等の共有、解決方法について議論。
- お互いの悩みもここでの人間関係もあって解決できることも多い。

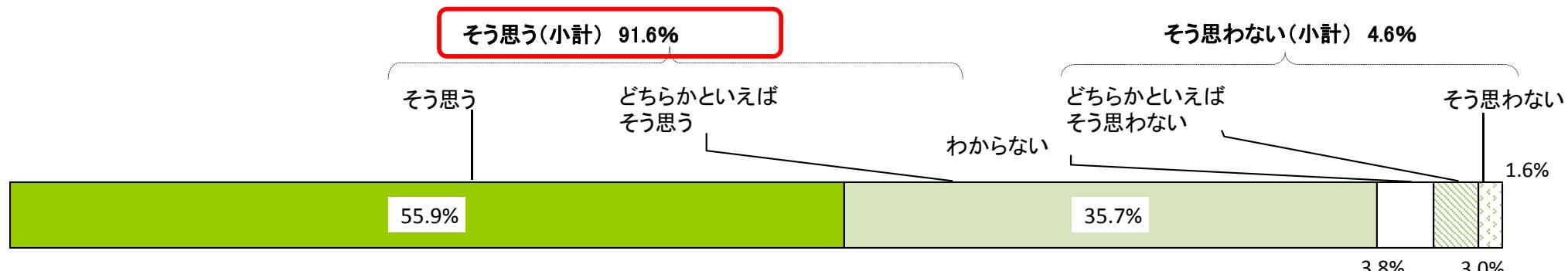


平成25年度 内閣府「NPO法人に関する世論調査」の概要①

- 社会のニーズや課題に対して、市民の自主的な取組が大切であると考える人が9割を超え、社会貢献や課題解決への期待を示している。
- NPO法人に期待する役割としては人と人との新しいつながりを作ることと答えた人が最も多い。

市民の自主的な取組への意識

Q. 社会のニーズや課題に対して、市民自らが自主的に集まって取り組むことは大切だと思いますか。



NPO法人に期待する役割

Q. NPO法人に対してどのような役割を期待していますか。(複数回答)



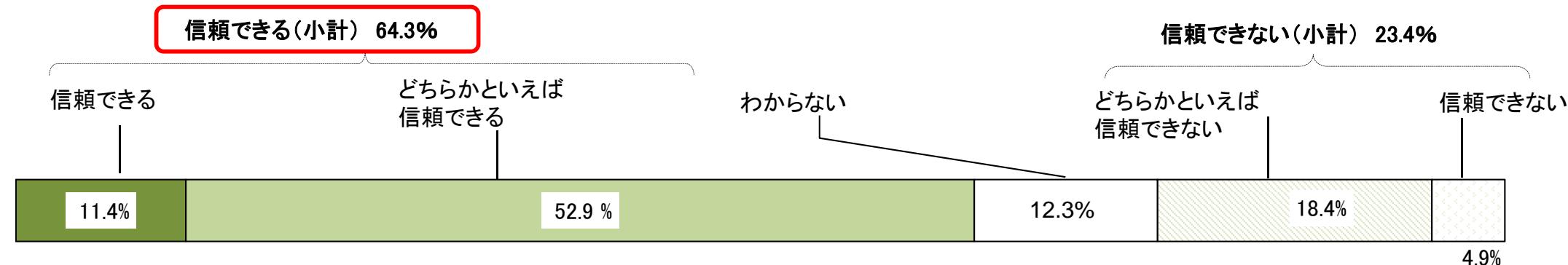
平成25年度 内閣府「NPO法人に関する世論調査」の概要②

- 平成25年調査においては、6割を超える人がNPO法人を信頼している(平成17年調査においては約3割)。

NPO法人に対する信頼

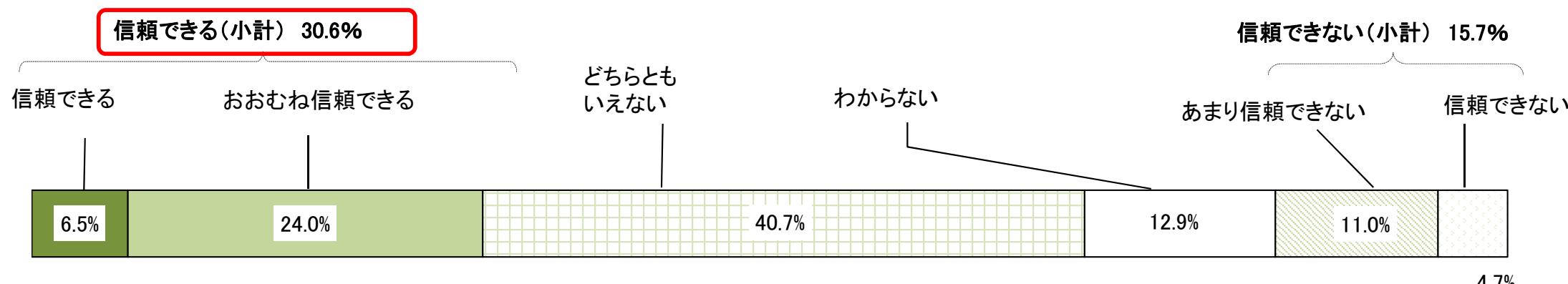
【平成25年】

Q. NPO法人のことを信頼できますか。



【平成17年】

Q. NPO法人に信頼できる印象がありますか。それとも信頼できない印象がありますか。

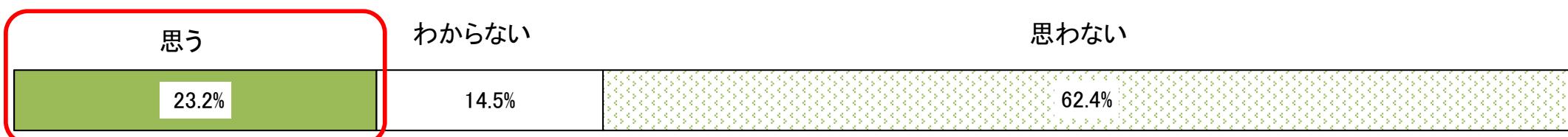


平成25年度 内閣府「NPO法人に関する世論調査」の概要③

- NPO法人に寄附したいと思う割合は23%であり、寄附したくない理由として、寄附した後の効果が見えにくいことや、経済的な余裕がないことを挙げる人が多い。
- NPO法人に寄附をする際に重視する点としては、目的や活動内容が共感できることや、寄附金が有効に使ってもらえることを挙げる人が多い。

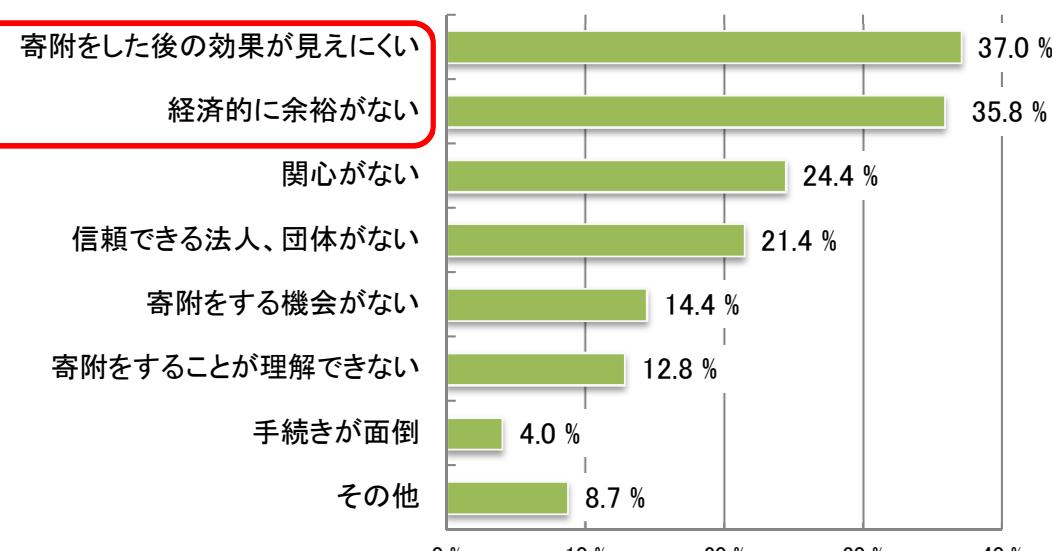
NPO法人に対する寄附意向

Q. NPO法人が行う活動に対して寄附をしたいと思いますか。



NPO法人に寄附をしたいと思わない理由

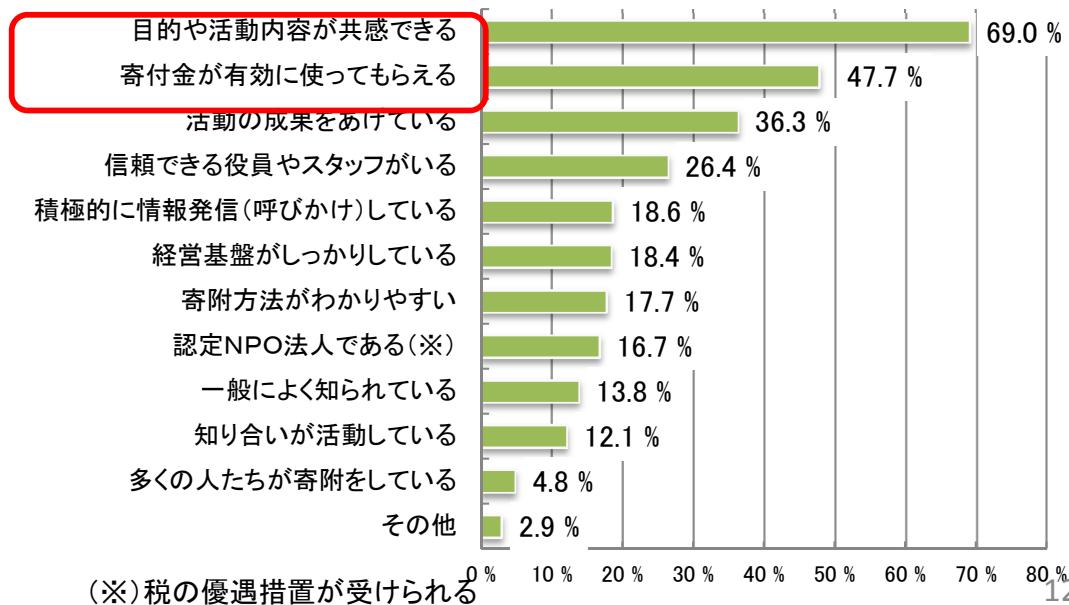
Q. なぜNPO法人が行う活動に対して寄附をしたいと思わないのですか。（複数回答）



(備考)内閣府 平成25年度「NPO法人に関する世論調査」により作成。

NPO法人に寄附をする際に重視する点

Q. どのような点を重視して、寄附先を選びますか。（複数回答）

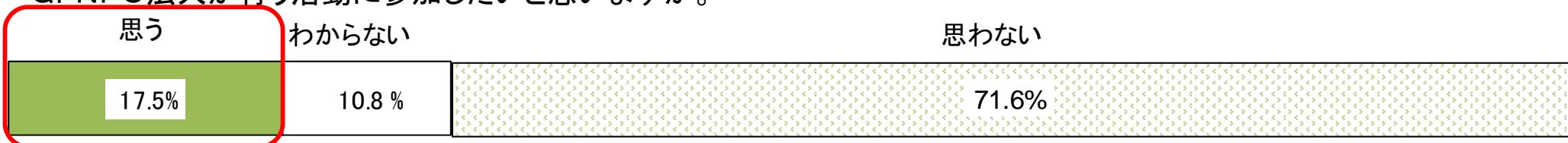


平成25年度 内閣府「NPO法人に関する世論調査」の概要④

- NPO法人が行う活動に参加したいと思う人の割合は18%であり、参加したいと思わない理由として、参加する時間や機会の不足を挙げる人が多い。
- NPO法人が行う活動に参加する際に重視する点としては、目的や活動内容が共感できることや、信頼できる役員やスタッフがいることを挙げる人が多い。

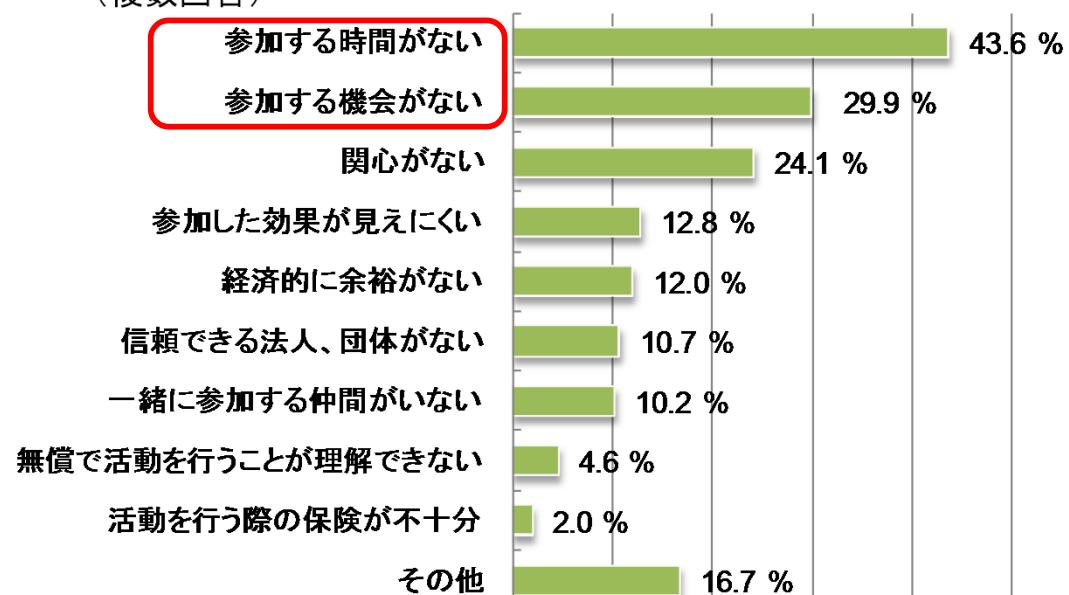
NPO法人の活動への参加意向

Q. NPO法人が行う活動に参加したいと思いますか。



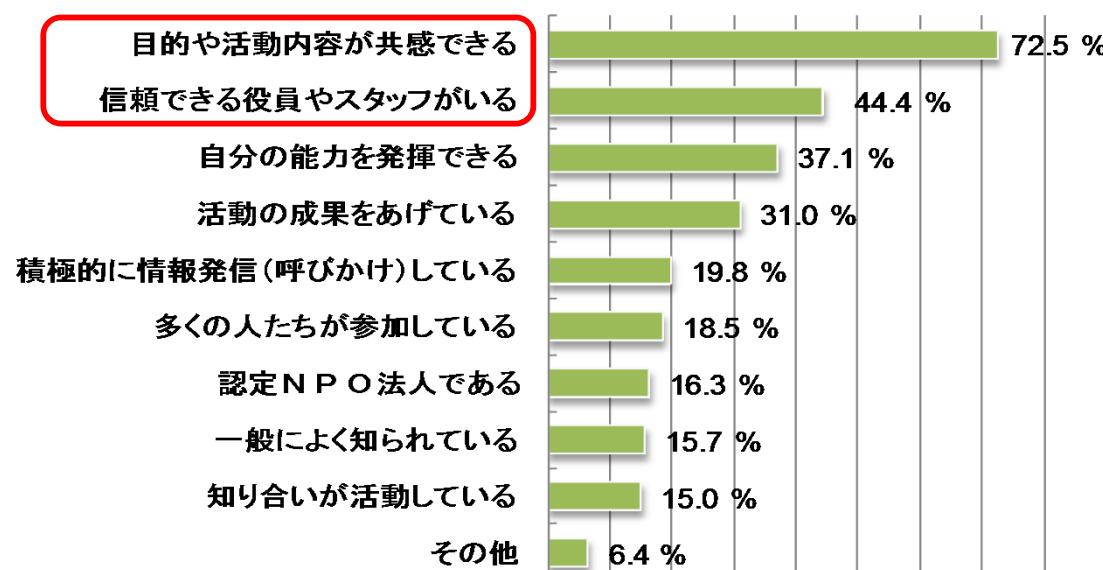
NPO法人の活動に参加したいと思わない理由

Q. なぜNPO法人の活動に参加したいと思わないのですか。
(複数回答)



NPO法人の活動への参加の際に重視する点

Q. どのような点を重視して、活動に参加するNPO法人を選びますか。(複数回答)

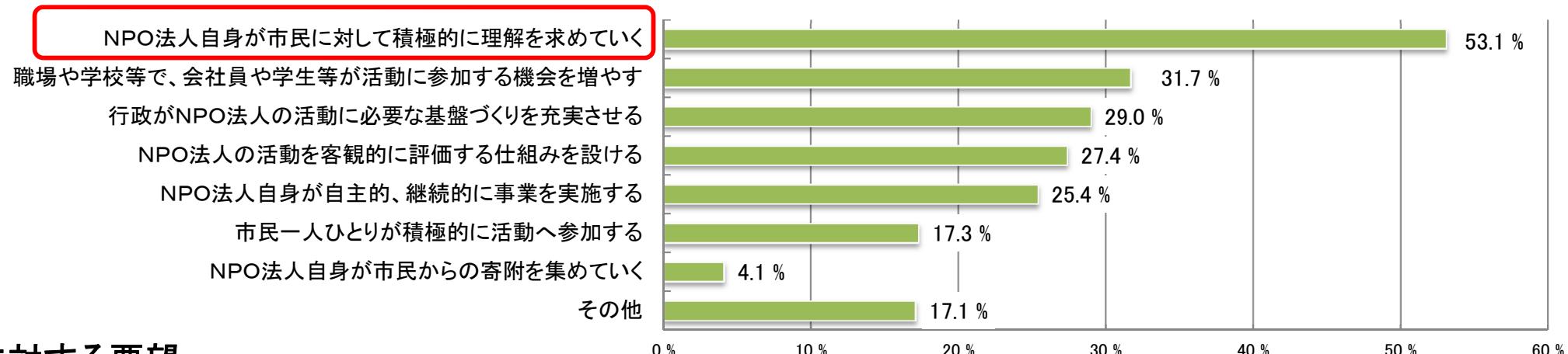


平成25年度 内閣府「NPO法人に関する世論調査」の概要⑤

- NPO法人の活動が一層活発になるために必要なことは、市民に対して積極的に理解を求めていくことであると答えた人が最も多い。
- また、そのために、国や地方公共団体が重点を置くべき施策については、NPO法人に関する情報提供の充実や悪質なNPO法人の排除を挙げる人が多い。

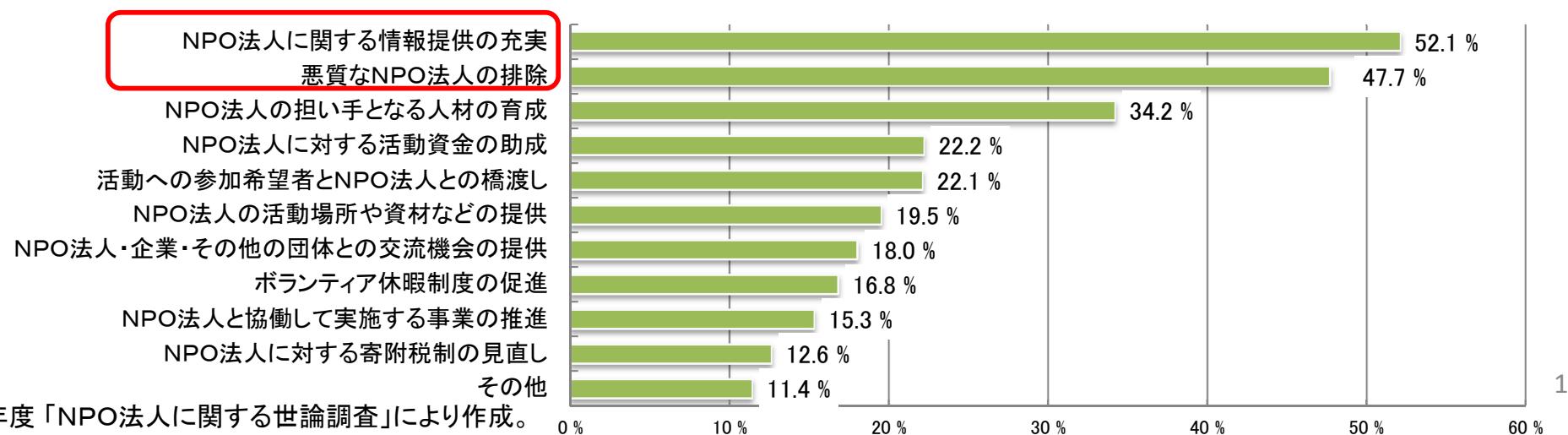
NPO法人の課題

Q. NPO法人の活動が一層活発になるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



行政に対する要望

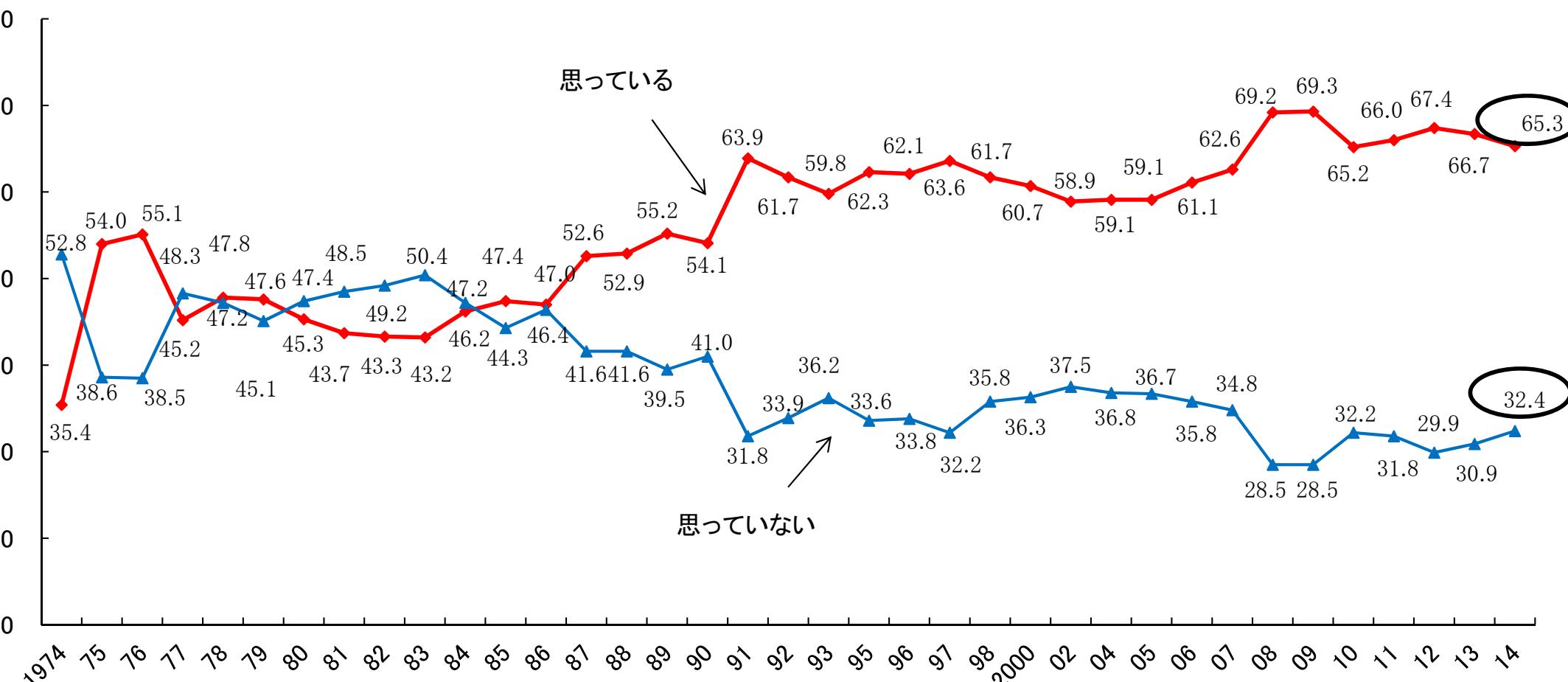
Q. NPO法人の活動が一層活発になるためには、国や地方公共団体はどのような施策に重点を置くべきだと思いますか。(複数回答)



平成25年度 内閣府「社会意識に関する世論調査」の概要①

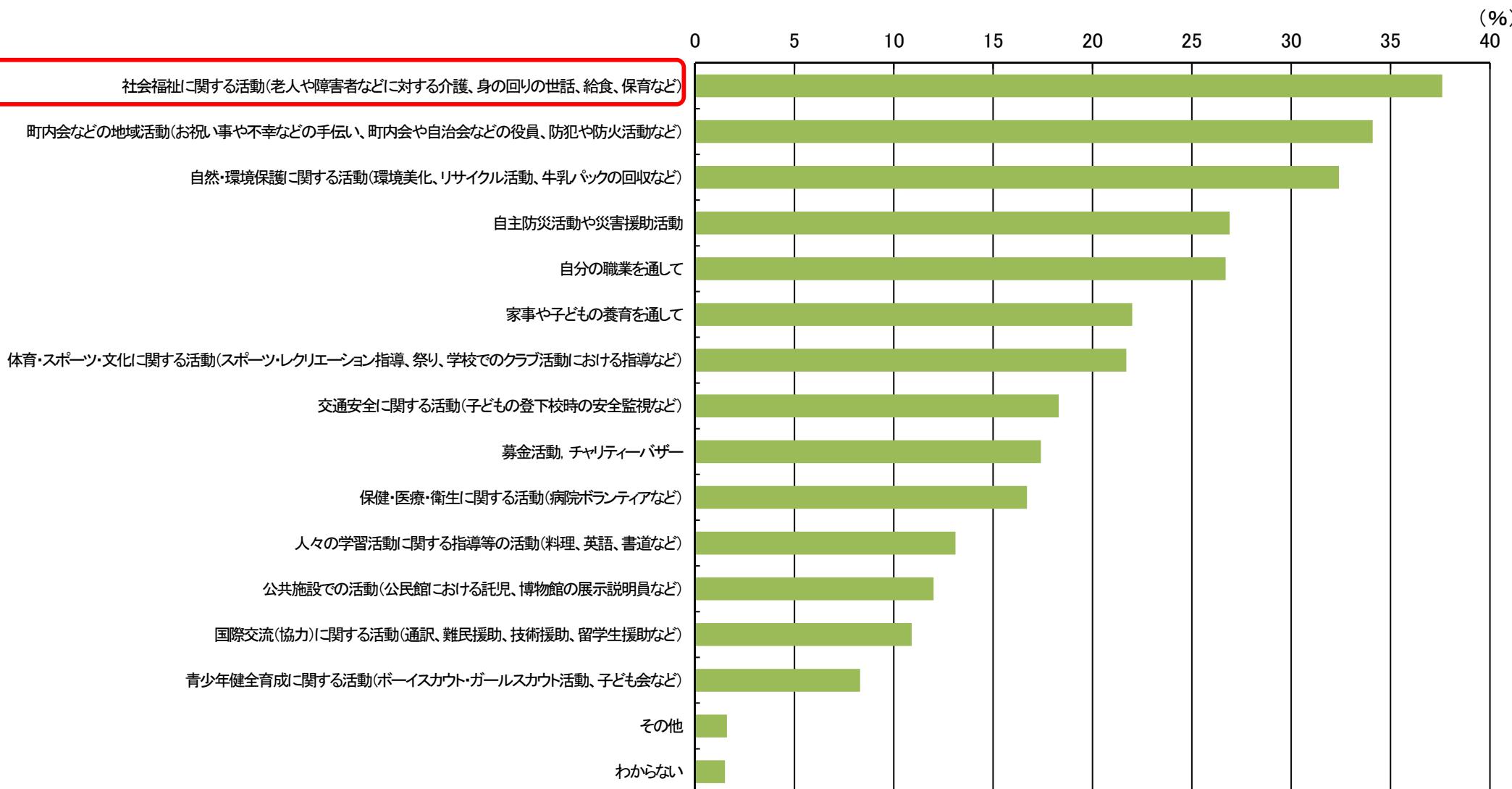
- 日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか、それとも、あまりそのようなことは考えていないかを聞いたところ、2014年の調査では、「思っている」と答えた者の割合が65.3%、「あまり考えていない」と答えた者の割合が32.4%となっている。

Q 日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか。



平成25年度 内閣府「社会意識に関する世論調査」の概要②

- 日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと「思っている」と答えた者(4,042人)に、どの分野で役に立ちたいか聞いたところ、「社会福祉に関する活動(老人や障害者などに対する介護、身の回りの世話、給食、保育など)」を挙げた者の割合が37.6%と最も高い。



參 考 資 料

共助社会づくりとは

- 我が国経済を再生し、成長を持続的なものとするためには、すべての人材が、それぞれの持ち場で、持てる限りの能力を活かすことができる「**全員参加**」が重要。
- 自助・自立を第一としつつも、「**共助の精神**」によって、人々が支えあうことで活力ある社会を作っていくことが必要。

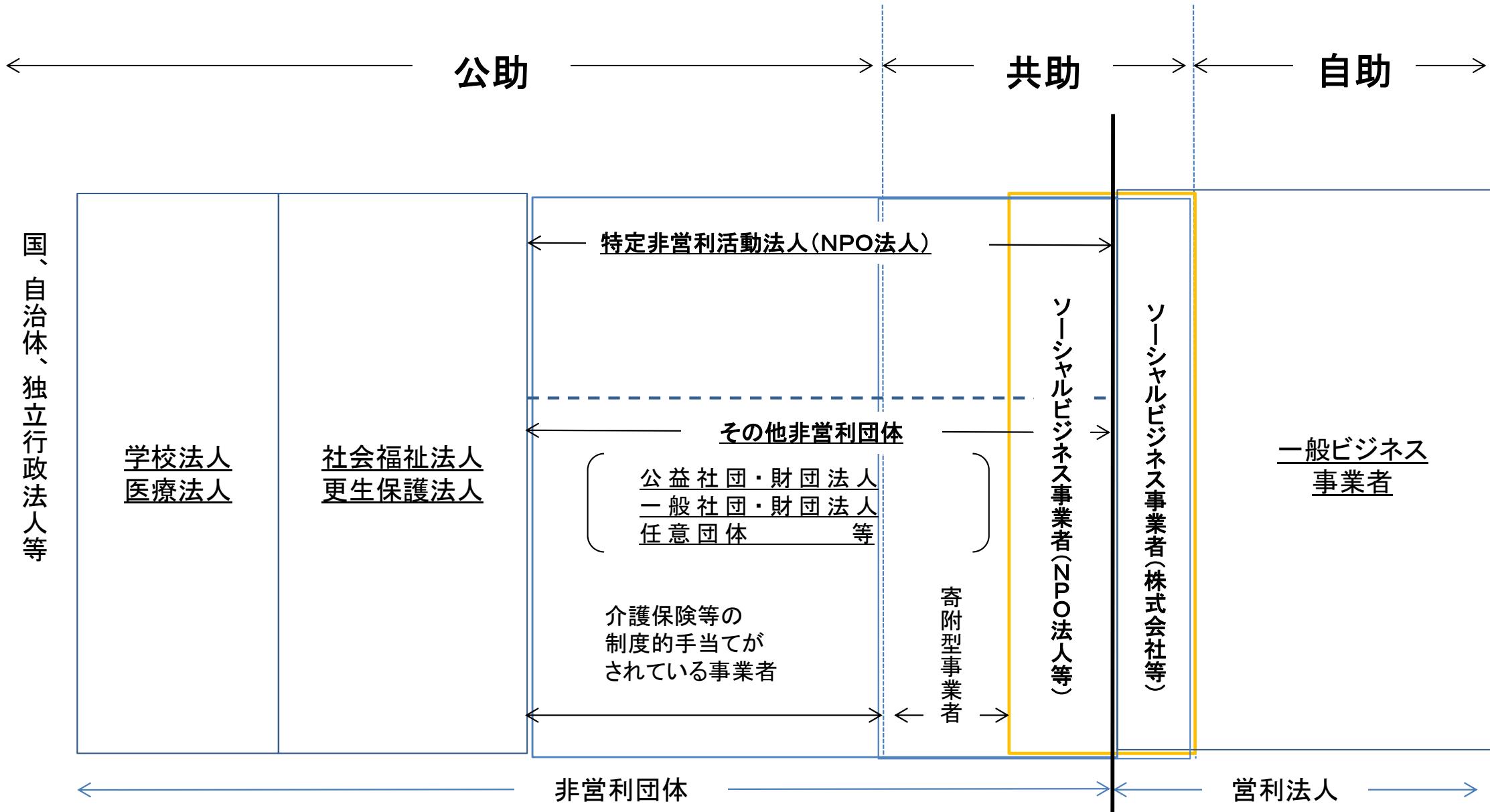
【共助社会づくりの重要性】

多様な担い手の更なる参加や活動の活発化を促す仕組みを検討していくことは、以下の2点から極めて重要である。

- ①人や組織のつながりがしなやかな強さを持つ安定した社会の構築に寄与すること
- ②地域を活性化するために、新たな市場の創出・拡大、雇用の拡大、寄附文化の醸成に寄与すること

地域の資金を活用して社会的課題を解決する特定非営利活動法人等の活動や、ソーシャルビジネスによって事業収入を得ながら社会的課題を解決する特定非営利活動法人等や企業の活動は、地域において新たな需要、雇用、資金循環を生み出すなど、地域の活性化においても一定の役割を果たしている。

非営利団体と自助・共助・公助のイメージ



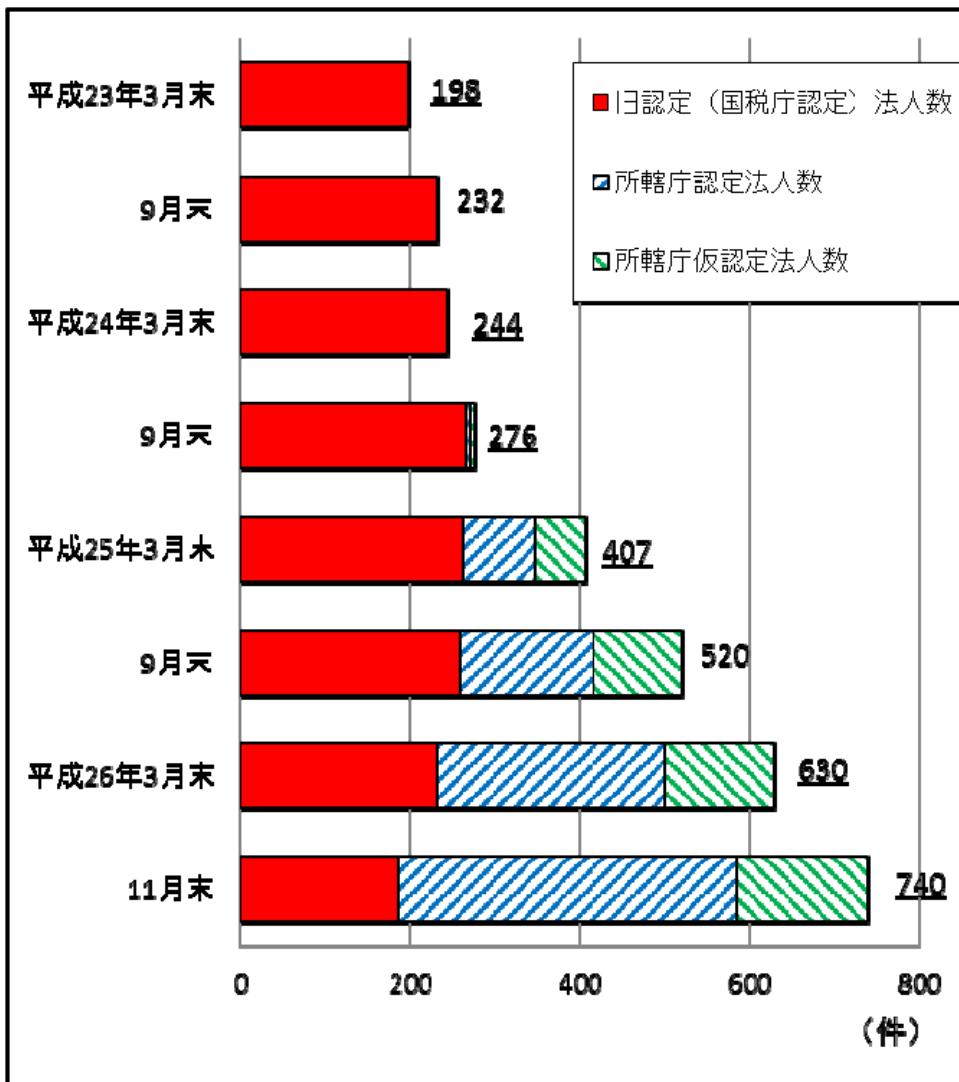
特定非営利活動法人制度・これまでの歩み

平成7年	1月17日	阪神・淡路大震災発生
平成8年	12月	「市民活動促進法案」第139回国会提出(議員立法) 以後、継続審議
平成10年	3月19日	「特定非営利活動促進法」(以下、NPO法)が全会一致で成立 (同年12月1日施行)
平成11年	6月	「特定非営利活動法人の会計の手引き」公表(経済企画庁(現内閣府)国民生活局)
	8月 5日	<u>超党派のNPO議員連盟が発足</u>
平成13年	10月 1日	認定特定非営利活動法人制度(以下、認定制度)の創設 ・認定NPO法人へ寄附金について所得控除を導入(平成13年度税制改正)
平成22年	7月	「NPO法人会計基準」策定(NPO法人会計基準協議会)※平成23年11月改訂
平成23年	6月15日	改正NPO法が全会一致で成立(平成24年4月1日施行) ・認定制度の見直し(仮認定制度の導入 等) ・NPO法人の認証・認定事務を地方自治体に一元化 等
	6月30日	<u>認定NPO法人の税制上の優遇措置の拡充、認定基準の緩和</u> (平成23年度税制改正)
	11月	「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会報告」(内閣府)

- (参考)・特定非営利活動促進法(内閣府HP) <https://www.npo-homepage.go.jp/pdf/20140520-hou-1.pdf>
・NPO法人会計基準(NPO法人会計基準協議会HP) <http://www.npokaikeikijun.jp/>
・特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会報告(内閣府HP)
<https://www.npo-homepage.go.jp/data/report28.html>

NPO法人数の推移

- 認定数は改正NPO法施行後急速に増加。今後も着実な増加が期待される。
総認定件数740件。うち、所轄庁認定553件(認定398件、仮認定155件(平成26年11月30日現在))。



年度	認証法人数	うち認定法人数	年度	認証法人数	うち認定法人数
平成10年度	23	-	平成19年度	34,369	80
平成11年度	1,724	-	平成20年度	37,192	93
平成12年度	3,800	-	平成21年度	39,732	127
平成13年度	6,596	3	平成22年度	42,385	198
平成14年度	10,664	12	平成23年度	45,138	244
平成15年度	16,160	22	平成24年度	47,540	407
平成16年度	21,280	30	平成25年度	48,982	630
平成17年度	26,394	40	平成26年度 11月末現在	49,691	740
平成18年度	31,115	58			

※NPO法は平成10年12月施行。認定制度は平成13年10月に創設。

※認定法人のうち国税庁認定と所轄庁認定が重複する法人は便宜上所轄庁認定としてカウントし、総認定件数において1法人と数えている(21法人)。

※上記グラフにおける認定法人数のうち、所轄庁認定数及び所轄庁仮認定数は、各月末の法人数を示す。旧認定(国税庁認定)法人数は、翌月初の法人数を示す。

※上記表における認証法人数及び認定法人数は、各年度末の法人数を示す。

※上記表における平成24～26年度の認定法人数には、仮認定法人数を含む。

所轄庁別認証・認定NPO法人数の状況

- 認証数・認定数ともに、東京・神奈川といった首都圏や、大阪・愛知・福岡などの大都市圏が多い。
- 改正NPO法施行後2年が経過し、全国各地で所轄庁認定・仮認定法人が誕生している。

所轄庁	認証 法人数	所轄庁認定 法人数	所轄庁仮認 定法人数	国税庁認定 法人数
北海道	1,137	8	2	2(1)
青森県	383	1	1	
岩手県	459	6	1	
宮城県	367	2		1
秋田県	347			2
山形県	408	5		1
福島県	831	10	1	1
茨城県	748	6	1	4
栃木県	587	8	2	1
群馬県	825	9	3	
埼玉県	1,642	15	6	2(1)
千葉県	1,597	15	6	5
東京都	9,385	110	52	108(13)
神奈川県	1,423	18	2	5(1)
新潟県	420		3	3
富山県	358	1	2	
石川県	343	3	3	
福井県	250			
山梨県	434	2	2	1
長野県	957	3	2	4
岐阜県	769	6		1
静岡県	687	1	1	1
愛知県	1,046	5	7	3

※認証法人数及び所轄庁認定・仮認定法人数は平成26年11月末日現在、国税庁認定法人数は平成26年12月1日現在

※認定法人数は認証法人数の内数

※国税庁認定法人数のうち括弧書きは所轄庁認定法人数との重複法人数であり、総認定法人数はその数を除いている

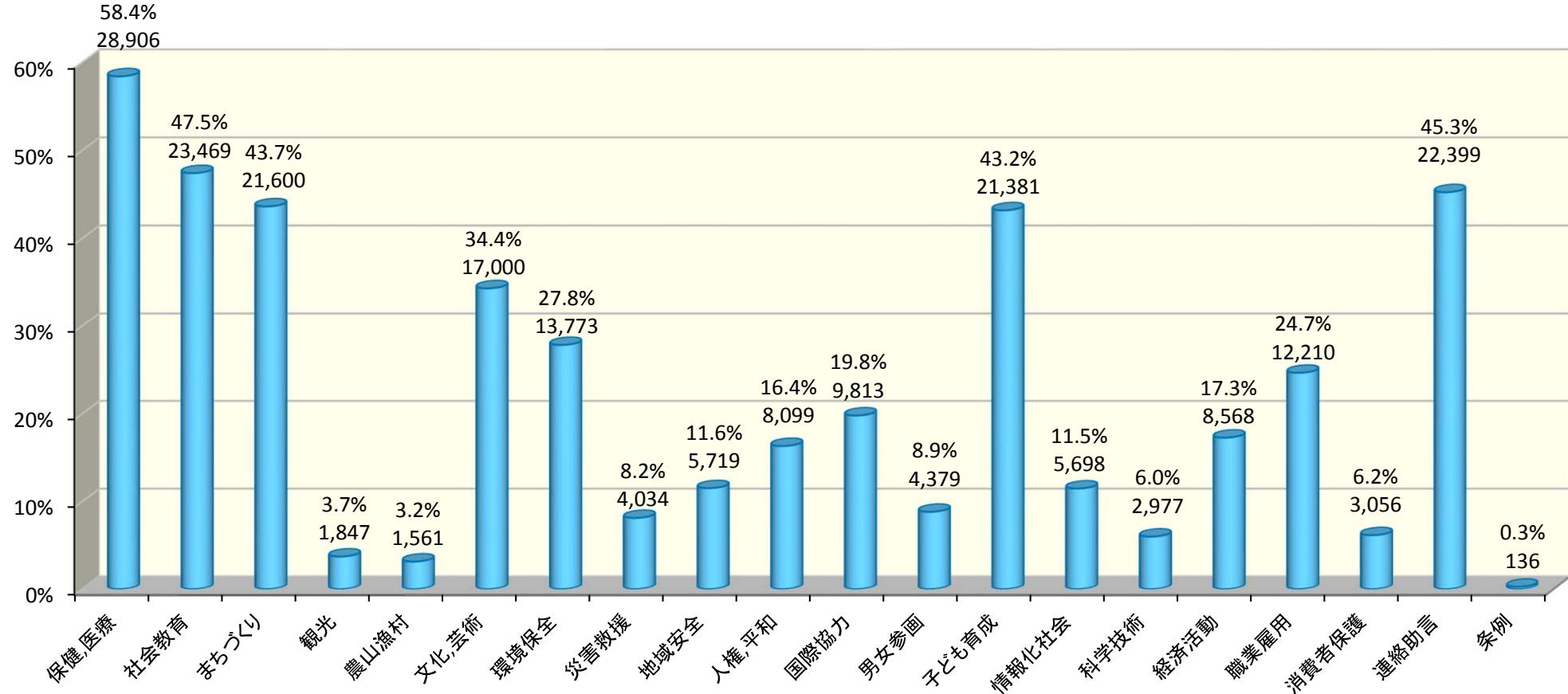
所轄庁	認証 法人数	所轄庁認定 法人数	所轄庁仮認 定法人数	国税庁認定 法人数
三重県	683	3		1
滋賀県	580	10	2	
京都府	511	6	1	
大阪府	1,688	3	3	2
兵庫県	1,334	8	2	2
奈良県	517			1
和歌山県	375		1	
鳥取県	257		1	
島根県	273	5	1	
岡山県	437	1	1	
広島県	457	2	2	2
山口県	425	2	3	
徳島県	334	2		
香川県	349		1	1
愛媛県	431	2	2	1
高知県	318	6		1
福岡県	822	2	1	1
佐賀県	360	4	2	1
長崎県	460	3	3	2
熊本県	380	3		
大分県	508	1		
宮崎県	417			1
鹿児島県	852			2

所轄庁	認証 法人数	所轄庁認定 法人数	所轄庁仮認 定法人数	国税庁認定 法人数
沖縄県	601	2	2	1
札幌市	921	8	4	5
仙台市	414	5	2	2(1)
さいたま市	379	5	3	
千葉市	366	3		
横浜市	1,404	22	3	10(1)
川崎市	345	5		
相模原市	193	4	1	2
新潟市	238	2		
静岡市	311	3	1	
浜松市	245	1	2	
名古屋市	789	6		7(1)
京都市	807	8	2	3
大阪市	1,553	14	7	3
堺市	255			
神戸市	745	4	2	3
岡山市	315	5	1	4(1)
広島市	383			1
北九州市	284	1		1
福岡市	638	3	1	3(1)
熊本市	334		1	
全国	49,691	398	155	208(21)
			553	

総認定法人数 740

NPO法人の活動分野

活動分野(20分野)別の法人比率



※一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は100%にならない。

※図表の括弧内の値は法人数(平成26年9月末現在)。

※観光、農山漁村・中山間地域、条例は平成24年法改正時に追加された活動。

平成23年度寄附税制拡充及び平成24年度特定非営利活動促進法改正のポイント

○寄附税制の対象となる認定制度

改正前

- 以下の基準を満たさなければならない。
 - ・寄附金が総収入に占める割合が1/5以上

PST基準※の緩和

- PST基準※を含む全ての要件を満たした法人のみ認定

仮認定制度の導入

- 認定NPO法人等への寄附者は所得控除のみ可能

税額控除の導入

改正後

- 以下の3つのうち、いずれか1つを選択可能
 - ・寄附金が総収入に占める割合が1/5以上
 - ・各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること
 - ・地方公共団体が個別に条例で指定すること

- 設立5年未満の法人について、PST基準を満たさなくても、他の基準を満たせば税制上の優遇措置を受けることができる仮認定制度を導入(3年間有効)
(経過措置:3年間は設立後5年以上の法人にも適用)

- 認定法人・仮認定法人への寄附者は所得控除に代えて税額控除を選択可能(地方税とあわせて最大50%)

○認証及び認定の事務

改正前

- 2以上の都道府県にまたがる法人の認証事務は内閣府が実施
- 認定事務は国税庁で実施

認証・認定事務を自治体に一元化

改正後

- 2以上の都道府県にまたがる法人の認証事務を地方自治体へ移管
- 認定事務も地方自治体で実施

※PSTは、「パブリック・サポート・テスト」の略。広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準。

是非、内閣府ホームページも訪れてください。

内閣府NPOホームページ
<https://www.npo-homepage.go.jp>

内閣府 N P O 検索

The screenshot shows the Cabinet Office NPO Home Page. At the top, there's a banner with the text "つながる。未来へ7つのサポート。" Below it, the "catch up" section displays a list of 98 items, including "認定・仮認定NPO法人" (9件) and "認定・仮認定NPO法人名簿(所轄庁認定)" (9件). To the right, the "portal site" section provides links to the "NPO法人ポータルサイト" and "施策ポータルサイト". The main content area features a "topics" section with various news items and a "what's new" section at the bottom.

